



# くらしの相談所

【問合せ先】  
市民生活課市民相談センター・  
消費生活センター（☎ 28-9110）

## 「プロバイダの変更」についての勧誘にご注意ください!

インターネットを利用する際に必要なプロバイダ業者の変更に関する相談が増えています。トラブルに巻き込まれないよう、契約する前に料金や違約金の有無などを確認しましょう。

また、不審に思うことや困ったことがある場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。

### 【事例】

電話で「今のプロバイダ料金より大幅に安くなる」と勧誘され、業者を変更したが、実際には安くならなかった。解約を希望したところ、高額な違約金を請求された。



### 【対策】

▼電話で勧誘されてもすぐに契約せず、実際に支払うことになる料金や、解約時に違約金が必要であるかなどを、じゅうぶんに確認しましょう

▼契約後でも、契約書を受け取った日から8日以内であれば、契約を解除できる「初期契約解除制度」があります。トラブルが生じた際に備え、内容を確認しておきましょう

### 【市民生活相談・消費生活相談】

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

### 【司法書士による無料消費生活相談】 **要予約**

とき＝12月5日（☎）13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）